

生物多様性条約について

平成29年9月23日

増元 洋美

目 次

- 1. 生物多様性条約とは**
- 2. 名古屋議定書**
- 3. 名古屋議定書の国内措置(ABS指針)**
- 4. 諸外国におけるABS法令等**
- 5. 出願との関係**
- 6. その他**

1. 生物多様性条約(CBD)とは

生物の多様性を包括的に保全し、生物資源を持続可能な形で利用していくための国際的な枠組みとして、1992年に開催された「リオ地球サミット」にて、「生物多様性条約」が採択され、
1993年12月29日に発効した条約

- ・1993年5月 日本が条約を締結
- ・締約国数 196カ国とEU(米は未締結)
- ・CBD:Convention on Biological Diversity

1. 生物多様性条約(CBD)とは

生物多様性 (CBD)の3つの目的

- 1) 生物の多様性の保全
- 2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で平衡な配分
(環境条約であるか、経済条約の性格を持つ)

原文：<http://www.cbd.int/convention/text/>

日本語公定訳：http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html

1. 生物多様性条約(CBD)とは

◇遺伝資源

遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

遺伝素材とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。(CBD第2条)

◇利益配分

利益とは、資源を提供する人たちと利用する人たちのためになるもの・こと。

利益配分は、資源提供国の国内法に従う。国内法に定めが無い場合は、当事者間の合意による。

利益は、金銭的利益（試料代、ライセンス料、研究資金など）と
非金銭的利益（共同研究、研究成果の共有、教育・研修、技術移転など）

1. 生物多様性条約(CBD)とは

生物多様性条約15条

・国が遺伝資源に対する主権的権利を持つことを確認
・遺伝資源へのアクセスは、提供国の国内法令等に従う。

1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

2 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。

3 略

4 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。

1. 生物多様性条約(CBD)とは

遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS: Access and Benefit-sharing)

1)事前の同意 (PIC: Prior Informed Consent)

2)相互に合意する条件 (MAT: Mutually Agreed Terms)

5 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。

6 略

7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ公平に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

1. 生物多様性条約(CBD)とは

海外の遺伝資源へアクセスする場合は、
提供国の国内法令等に従い、
PICを取得し、
MATを設定する必要がある。

国内法令等が無い場合は、契約を締結したうえで、遺伝資源へアクセスする。

2. 名古屋議定書

関連議定書

生物多様性条約（CBD）

- ・1992年採択、1993年発効
- ・日本国は、1993年に締結

カルタヘナ議定書

名古屋議定書

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分について定める議定書

- ・2010年採択、2014年発効
- ・日本国は、2011年に署名、2017年5月締結
- ・日本国内での発効は、2017年8月20日
→ ABS指針 *詳細は、後述

名古屋・クアラルン
フル補足議定書

2. 名古屋議定書

経緯

生物多様性条約では、

- ①各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有する（15条1項）
- ②他の締約国が遺伝資源を取得することを容易にするような条件を整える
よう努力（15条2項）

しかし現状は、

- ①遺伝資源取得に厳しい規制を設けた独自の国内法がある国や手続きが不明確なため、円滑な利用ができない国
- ②提供国の国内法に違反した遺伝資源の利用が行われていると主張する一部の提供国

2. 名古屋議定書

経緯（続き）

提供国と利用国における問題意識の相違

【提供国】（主に途上国）

提供国の同意を得ずに無断持ち出しされた遺伝資源の不正利用を規制できないこと、利益配分が十分に担保されていないことを問題視
→ 利用国における国内措置が必要、法的拘束力のある枠組みを要望

【利用国】（主に先進国）

提供国の規制により、円滑な利用ができないことを問題視
→ 確実、明確、透明なアクセス権が必要

2. 名古屋議定書

経緯（続き）

目指すべき方向

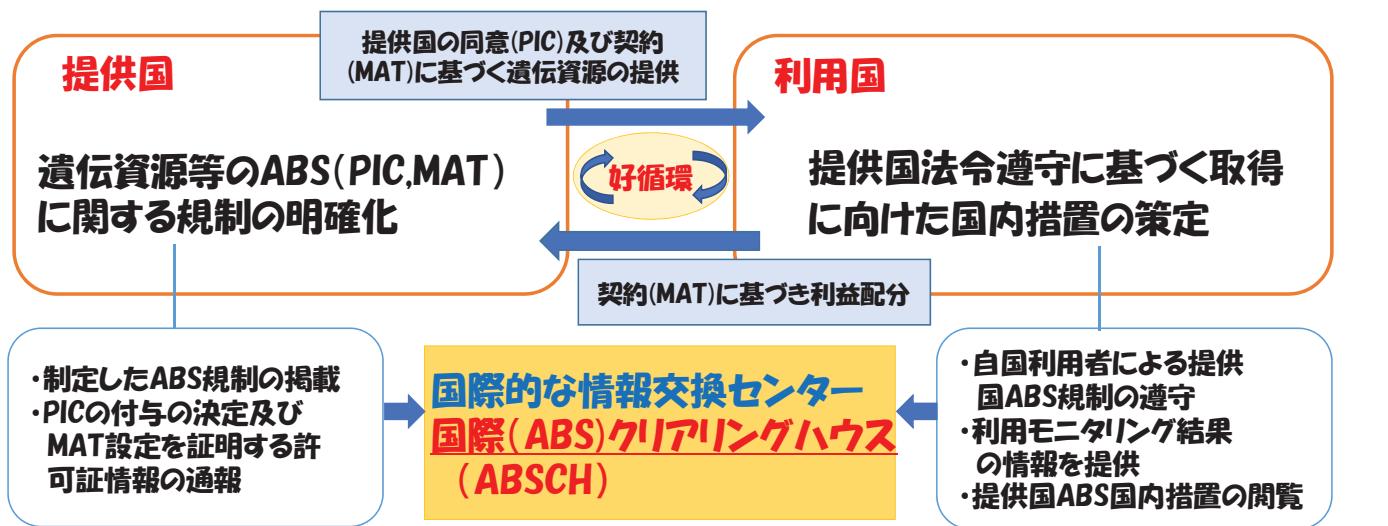
- ① 遺伝資源への円滑なアクセス及び研究開発の確保
- ② 遺伝資源の産業利用等による人類の福祉への貢献
- ③ 得られた利益の適切な配分による世界的な生物多様性保全の推進

により途上国と先進国の双方に利益（win-win）となる仕組み

2. 名古屋議定書

2010年10月 COP10で「名古屋議定書」を採択

2014年10月12日発効、締約国：96カ国+EU（2017/7/11現在）



2. 名古屋議定書

名古屋議定書は、生物多様性条約に基づく遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な利益配分(Access and Benefit-Sharing(ABS))をより着実に行うため、締約国に対し以下の対応を求めている。

① 遺伝資源の利用国としての措置

- 自国内で利用される遺伝資源に関し、ABSに関する提供国法令に従い情報に基づく事前の同意(Prior Informed Consent(PIC))が取得され、相互に合意する条件(Mutually Agreed Terms(MAT))が設定されるよう、立法上、行政上又は政策上の措置をとること(議定書第15条)。遺伝資源に関連する伝統的知識についても同様とすること(議定書第16条)。
- 提供国法令の遵守を支援するため、適当な場合には、遺伝資源の利用について監視し、透明性を高める措置をとること(議定書第17条)。

2. 名古屋議定書

② 遺伝資源の提供国としての措置

遺伝資源を提供する締約国において、その取得の機会の提供に係る PIC 制度の整備に必要な立法上、行政上又は政策上必要な措置をとること。ただし、別段の決定をする場合を除く(議定書第6条)。

2. 名古屋議定書

第14条(アクセスと利益配分、クリアリングハウス及び情報の共有)

1 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターは、条約第十八条3の規定に基づく情報交換の仕組みの一部として設置する。同センターは、取得の機会及び利益の配分に関する情報の共有のための手段としての役割を果たす。特に、同センターは、この議定書の実施について締約国によって利用可能とされる情報へのアクセスを提供する。

2. 名古屋議定書

2 締約国は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、この議定書によって必要とされている情報及びこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議による決定に従って必要とされる情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供する。これらの情報には、次のものを見る。

- (a) 取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置 ↑
(b) 国内の中央連絡先及び権限のある当局に関する情報 → 各国の窓口等
(c) 情報に基づく事前の同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして取得の機会の提供の際に発給された許可証又はこれに相当するもの → 取得の許可をしたことを証明するもの
〔国際遵守証明書(IRCC)〕

3、4(略)

各国の国内措置

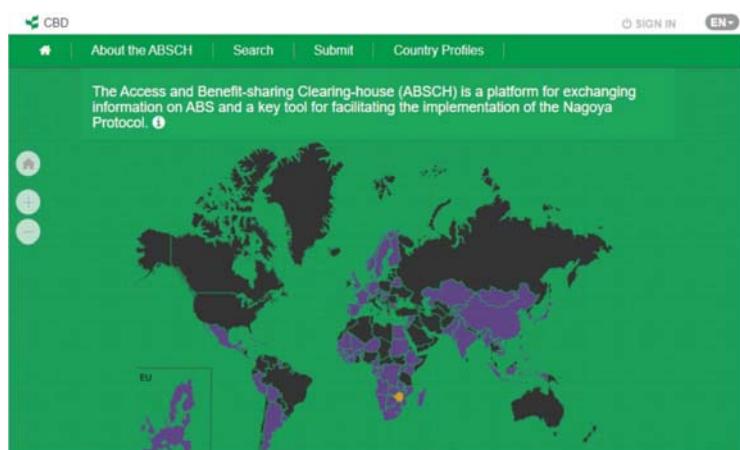
2. 名古屋議定書

ABSクリアリングハウス

<https://absch.cbd.int>

登録され、提供される情報

- (a) ABSに関する立法上、行政上の措置
(b) 各国の「政府窓口」や「権限ある国内当局」に関する情報
(c) 国際遵守証明書



(Internationally Recognized Certificate of Compliance : IRCC)

3. 名古屋議定書の国内措置(ABS指針)

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置に関する指針(ABS指針)

(財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省 共同告示)

名古屋議定書の担保措置

行政措置(告示)であり、罰則規定はない。

(1)目的

ABS(Access and Benefit-Sharing)を促進する措置を講ずることにより、名古屋議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する。

(2)適用範囲

議定書適用外の遺伝資源等(ヒトの遺伝資源等)及び遺伝資源の利用(食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が適用されるもの等)については、本指針の対象外とする。

3. 名古屋議定書の国内措置(ABS指針)

(3)利用国としての措置(議定書15・16・17条担保)

①取得者による報告

提供国法令が適用される遺伝資源の取得者は、原則、国際遵守証明書がABSクリアリングハウス(AB SCH)に掲載後6月以内に、適法取得の旨を環境大臣に報告する。

遺伝資源と併せて、関連する伝統的知識を取得する場合は併せて報告する。輸入者等も報告可能。

取得の許可をしたことを証明するもの

②国際クリアリングハウスへの報告

環境大臣は、①により報告された情報を国際クリアリングハウスに提供する。

③報告の奨励

環境大臣は、①の未報告者に対し、報告に関し指導及び助言を行う。

3. 名古屋議定書の国内措置（ABS指針）

④提供国法令違反の申立てに係る協力

他の締約国から提供国法令違反の申立てがあった場合、環境大臣は、必要と認められるときは、遺伝資源等の取扱い者に対し情報提供を求め、当該締約国に提供する。

⑤モニタリング

環境大臣は、取得者に対し、①の報告から概ね5年後、遺伝資源利用に関連する情報提供を求め、国際クリアリングハウスに提供する。

未提出者に対し、再度提供を求め、必要に応じ、指導・助言を行う。

3. 名古屋議定書の国内措置（ABS指針）

（4）提供国としての措置（議定書6条）

我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に当たり、我が国の PIC は必要としない。

ただし、ABSに関する社会的情勢の変化等を勘案し、施行から5年以内に検討し、必要があれば所要の措置を講ずる。

（5）ABSに関する奨励（議定書5・9・11・20条担保）

国内の遺伝資源を提供若しくは利用する者又は提供国法令が適用される遺伝資源等を利用する者は、その利用から生ずる利益の配分が公正かつ衡平となる契約を締結し、その利益を生物多様性の保全及び持続可能な利用に充て、契約において設定する相互に合意する条件に情報共有規定を含めるよう努める。

遺伝資源利用関連業界等の団体は、契約条項のひな形、行動規範、指針及び最良の実例又は基準を作成するよう努める。

3. 名古屋議定書の国内措置(ABS指針)

利用国措置の流れ(基本的なイメージ)

- ①議定書の義務を果たす提供国から遺伝資源を適法に取得した者は、その旨を環境大臣に報告
- ②取得の報告から概ね5年後、環境大臣が利用状況の報告を要請
- ③①②の情報を国内外の情報交換のためのウェブサイト(環境省ウェブサイト、国際クリアリングハウス)に掲載し、適法取得を周知
- ④提供国法令違反の申し立てへの協力

3. 名古屋議定書の国内措置(ABS指針)

ABS指針における「遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的知識」の適用範囲は、
名古屋議定書の適用範囲内である遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的な知識であって、
議定書締約国の提供国法令に従って自ら取得したもの

対象外の例

- ・提供国(議定書締約国)から自ら遺伝資源を取得しない場合等、報告要件に該当しない場合
- ・核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報
- ・人工合成核酸
- ・遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物(派生物)
- ・ヒトの遺伝資源
- ・議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの
- ・一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの(コモディティ)
- ・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGR-FA)が適用されるもの

3. 名古屋議定書の国内措置(ABS指針)

ABS指針における「遺伝資源の利用」の適用範囲とは、

名古屋議定書第2条に定義する「遺伝資源の利用」に該当するものであって、提供国の法令においてその行為が「遺伝資源の利用」の適用範囲内であるもの

対象外の例

- ①遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない培養・飼育・栽培
 - ・動物を愛玩用に飼育すること
 - ・酵母菌をそのまま酒造やパン製造に使用すること
 - ・植物を株分け、挿し木、実生等により増やし苗又は収穫物を販売すること
 - ・新品種の開発等の遺伝的若しくは生化学的構成に関する新たな知見の創造を目的とせずに通常の営農行為として品種間の交雑を行うこと(新品種開発は対象)

3. 名古屋議定書の国内措置(ABS指針)

- ②遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない製品の製造
 - ・生物資源の遺伝的又は生化学的構成に関する新たな知見の創造を伴わず、当該生物資源を原材料として用いて製品を製造すること

- ③遺伝的又は生化学的構成に関する研究及び開発を伴わない検査、研究、分析及び教育活動
 - ・既に開発されている遺伝子検査手法を用いて特的の形質と遺伝子の関係を調べること
 - ・動植物等の生態を観察して、遺伝的又は生化学的構成に関する研究又は開発を伴わずに新たな知見を得ること
 - ・既に遺伝子解析がなされている生物につき、遺伝子解析を行うこと
 - ・既知の昆虫の標本を作製すること
 - ・生物に含まれている既知の成分が確実に含まれていることを確認するために分析すること

- ④検定、比較、遺伝子複製等のための生物の使用又は安全性試験のための実験動物の使用
 - ・大腸菌等を微生物の検定菌として利用すること

3. 名古屋議定書の国内措置(ABS指針)

名古屋議定書、提供国ABS法令等、ABS指針の関係



4. 諸外国におけるABS法令等

※環境省HPより転載

名古屋議定書締結国における国内措置の整備状況

平成29年7月18日現在

・議定書を締結している99ヶ国・EU中、30ヶ国・EU(赤字)※で国内措置を整備済。

※国際的なデータベース(ABSCH)に措置掲載済の国。

ただし、パナマ、フィリピン、ブータン等、措置未掲載だが提供国措置整備済の国もあり。ブラジル等未締結だが措置のある国もある。

・提供国措置を講じているのは、主に途上国

・利用国措置を講じているのは、主に先進国

| |
|--|
| 【アジア】(締約国:21ヶ国、国内措置整備済み:2ヶ国) |
| ヨルダン、ラオス、 インド 、シリア、モンゴル、タジキスタン、 ベトナム 、インドネシア、ブータン、ミャンマー、カンボジア、アラブ首長国連邦、キルギス共和国、カザフスタン、フィリピン、パキスタン、中国、カタール、韓国、日本、クウェート |
| 【欧洲】(締約国:22ヶ国+EU、国内措置整備済み:16ヶ国+EU) |
| ハンガリー、デンマーク、スペイン、ペラルーシ、ノルウェー、イスス、アルバニア、クロアチア、スロバキア、イギリス、ドイツ、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、モルドバ、オランダ、フランス、スウェーデン、ルクセンブルグ、マルタ、ポルトガル、EU |
| 【中南米】(締約国:12ヶ国、国内措置整備済み:4ヶ国) |
| メキシコ、パナマ、ホンジュラス、 グアテマラ 、ペルー、ウルグアイ、ドミニカ共和国、ガイアナ、キューバ、ポリビア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン |
| 【アフリカ】(締約国:39ヶ国、国内措置整備済み:8ヶ国) |
| ガボン、ルワンダ、セーシェル、 エチオピア 、モーリシャス、 南アフリカ 、ボツワナ、コートジボアール、ギニアビサウ、コモロ、エジプト、 ブルキナファソ 、ベナン、 ケニア 、ナミビア、ウガンダ、ニジェール、ブルンジ、マダガスカル、ガンビア、 マラウイ 、スーダン、モザンビーク、ギニア、レソト、コンゴ民主共和国、コンゴ、リベリア、モーリタニア、ジブチ、トーゴ、セネガル、ザンビア、マリ、スワジランド、シエラレオネ、カメルーン、サントメ・プリンシペ、アンゴラ |
| 【その他(北米、オセアニア等)】(締約国:5ヶ国、国内措置整備済み:なし) |
| フィジー、サモア、バヌアツ、マーシャル諸島、ミクロネシア |

4. 諸外国におけるABS法令等

※環境省HPより転載

提供国措置、利用国措置の例

| 国名 | 利用国措置 | | 提供国措置 | | | |
|-----------|--|--|---------------------------------------|---|---|--|
| | 対象者 | 義務内容 | 対象者 | 義務内容 | 利益配分の規定 | |
| EU (※) | 遺伝資源の利用者 | ①提供国法令を遵守する相当な注意義務 ②PIC・MATに関連する情報の入手・保存・後続利用者への情報伝達 ③研究資金入手・製品の最終開発段階で国際遵守証明書等を国へ提出(違反は罰則あり) ④取得・利用の合法性が不確実な場合、再度PIC・MATを得るか、利用を中止 | なし (先進国ではフランス・スペインが施行) | ※締結済みEU加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、ハンガリー、デンマーク、スペイン、クロアチア、スロバキア、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、オランダ、スウェーデン、ポルトガル | | |
| イスラエル | 遺伝資源の利用者 | ①②はEUに同じ。 ○製品の認可前に、相当な注意義務の遵守の旨を国に提出(違反の場合認可されない) | なし | ○遺伝資源利用のモニタリング等を目的に、利用者は、「販売承認の申請時」か「製品の商業化時」よりも前に、取得情報を国へ届出。非商業的研究は任意。 | | |
| インド | なし | | 研究・商業利用等目的の遺伝資源利用をする者 | ○遺伝資源利用の際、国又は州に申請。 | ○国に利益配分を協議し、年間総販売額の0.1~0.5%を国に寄託。 ○国は地域・配分を主張する者・州・国に利益配分。 | |
| 南アフリカ | なし 〔※バイオプロスペクティング・商業的・工業的利用のための在来生物資源の研究・開発・応用〕 | | 在来生物資源の①バイオプロスペクティング(BP)、②BP目的の輸出をする者 | ○①②を行う際、PIC・MATを国が承認の上、国・州が許可。 ○国外機関は南アフリカ等との共同申請。 | ○申請者は基金に利益の一部を寄託。 ○基金により、利害関係者へ利益を配分。 | |
| ブラジル(未締結) | なし 〔※CGen: 行政機関・民間団体から構成される遺伝遺産管理審議会〕 | | 最終製品の利用者 | ○CGenへの登録制。 ○商業的利用はCGenへ通知、MATを提出。 ○国外機関は国内機関との共同申請。 | ○金額的利益配分の場合、年間純利益の1%を基金に寄託等。 | |

4. 諸外国におけるABS法令等

※環境省HPより転載

EU加盟国

28ヶ国中15ヶ国(イギリス、ドイツ、フランス、ハンガリー、デンマーク、スペイン、クロアチア、スロバキア、チェコ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、オランダ、スウェーデン、ポルトガル)が締結済み。



ドイツ

平成27年4月29日に連邦内閣が2つの法案(①議定書締結のための法律、②EU規則実施のための法律)を承認、下院・上院の審議を経て11月25日付で両法律が①12月1日、②12月2日に官報掲載。罰金(最高5万ユーロ≈700万円だが、実質の上限なし)、没収。締結法は官報掲載をもって施行。施行法は平成28年7月1日に施行。

フランス

平成28年8月18日に生物多様性、自然及び景観のレコンキスタ法が官報掲載(同時に施行)。提供国措置あり。禁固/懲役1年、罰金(最高100万ユーロ≈1億4000万円)。

オランダ

平成27年11月3日に名古屋議定書実施法が官報掲載(施行は勅令で決定)。利用禁止・返還・回収等。

ブルガリア

平成27年12月22日に名古屋議定書実施のための生物多様性法の修正等を含んだ法律が施行。平成28年6月28日に名古屋議定書締結法が官報掲載。提供国措置あり。罰金(法人最高2万レヴァ≈144万円)

フィンランド

平成28年5月30日に名古屋議定書実施法が官報掲載(施行は政令で決定)。罰金、利用停止。

スウェーデン

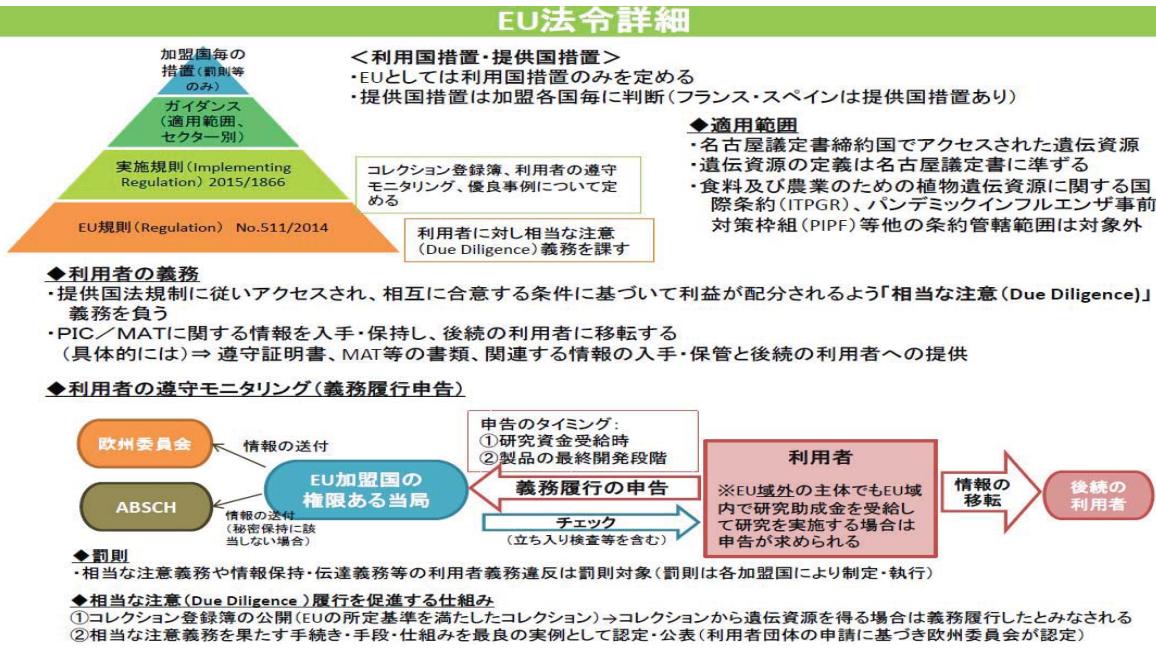
平成28年8月18日に遺伝資源及び伝統的知識等の利用規則が官報掲載(10月1日に施行)。禁固/懲役、罰金。

スペイン

平成27年12月13日に名古屋議定書実施のための修正を含む生物多様性法改正法が公布。提供国措置あり。罰金(最大2百万ユーロ≈2億8000万円)。

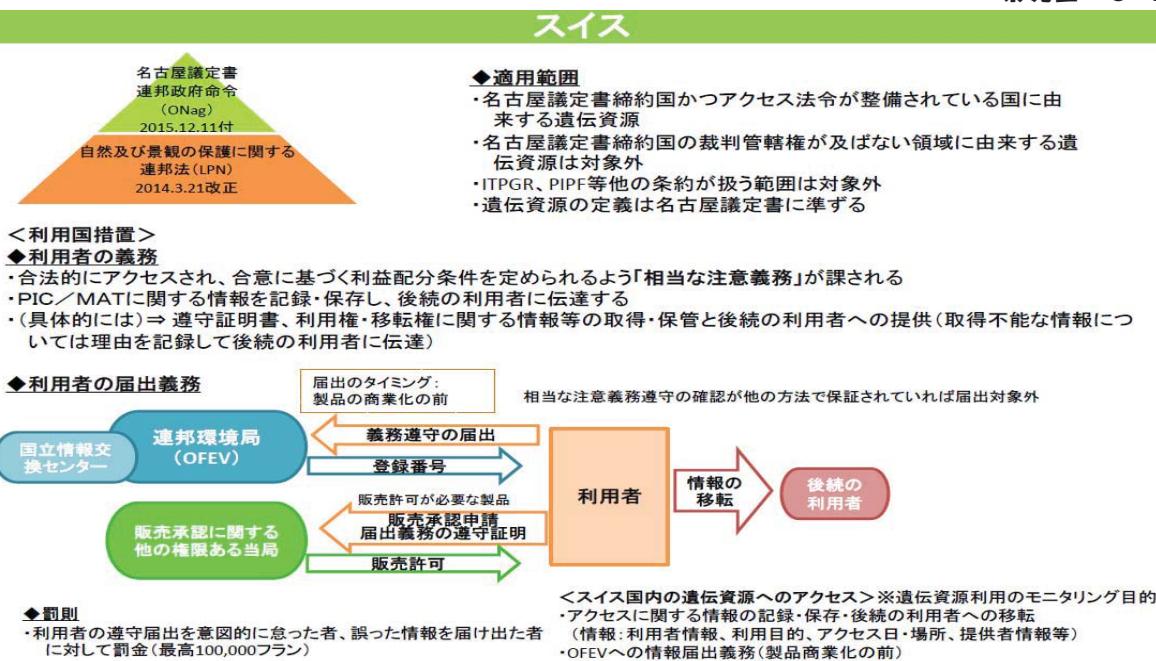
4. 諸外国におけるABS法令等

※環境省HPより転載



4. 諸外国におけるABS法令等

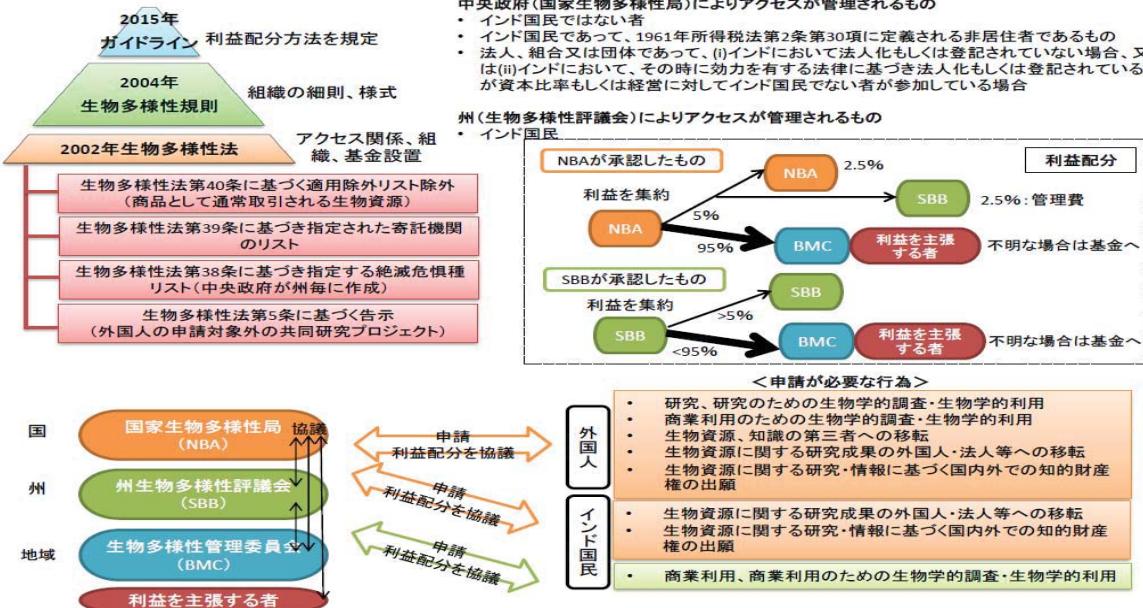
※環境省HPより転載



4. 諸外国におけるABS法令等

※環境省HPより転載

インド(提供国措置)



4. 諸外国におけるABS法令等

※環境省HPより転載

韓国

<名古屋議定書の国内措置法>
遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律
2017.1.17制定(施行日未定)

- ①生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律
- ②農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律
- ③病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律
- ④野生生物保護及び管理に関する法律
- ⑤生物多様性の保全及び利用に関する法律
- ⑥海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律

◆適用範囲

- ・名古屋議定書の遺伝資源の定義に準ずる(ヒト遺伝資源は対象外)
- ・利用(遺伝資源の遺伝的・生化学的構成成分に関してバイオテクノロジーの適用等の方法によって研究開発すること)以外の目的でアクセスする遺伝資源は対象外
- ・ABS関連の他の国際条約が適用される遺伝資源は対象外
- ・特許法に基づく特許権が既に登録されている遺伝資源は対象外

◆国の責任機関(権限ある当局)・モニタリング機関

| | | | |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 未来創造科学部 | 生命研究資源(①) | 環境部 | 野生生物資源(④) |
| 農林畜産食品部 | 農業生命資源(②) | 生物資源(⑤) | |
| 保健福祉部 | 病原体資源(③) | 海洋水産部 | 海洋水産生命資源(⑥) |

()内の数字は所管資源について定める法律

◆提供国措置



◆利益配分

- ・提供者と利用者で利益を公正・公平に配分するよう合意する

◆罰則

- ・権限ある当局によりアクセス/利用が禁止または制限された遺伝資源等にアクセス/利用した場合は罰則対象(3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金)

◆利用国措置

- ・国外の遺伝資源にアクセスして国内で利用しようとする者は提供国の手続き遵守、利益配分努力が義務付けられる
- ・利用者は手続き遵守についてモニタリング機関の長に届出が義務付けられる(提供国が名古屋議定書締約国でアクセス手続を定めている場合に限る)
- ・モニタリング機関の長は不遵守が疑われる情報があつた場合調査を行うことができる

4. 諸外国におけるABS法令等

※環境省HPより転載

各国の措置比較①

- 国によっては名古屋議定書より広い範囲を対象としていることに留意。
- 議定書締約国でも措置がない国が多くが措置整備・検討中。

適用範囲

- 名古屋議定書の範囲（EU、スイス、スペイン、韓国）
- 名古屋議定書の範囲+国内におけるコレクションの新しい利用（フランス）
- 研究、研究のための生物学的調査・生物学的利用／商業利用のための生物学的調査・生物学的利用／生物資源、知識の第三者への移転／研究成果の外国人・法人等への移転／国内外での知的財産権の出願（インド）
- 商業、非商業目的の研究開発のためのアクセス（マレーシア）
- 利用国措置の遵守範囲は提供国のPIC対象の範囲（ノルウェー）※遺伝情報や派生物も対象になりうる
- バイオプロスペクティング（BP）（生物資源及び遺伝資源の研究、収集、及び利用であって、それにより得られた知識を商業用にのみ利用することを目的とする）／科学的研究を目的とした生物資源の収集と利用（フィリピン）
- 在来生物資源が関わるBP／BP又はその他の研究を目的とした在来生物資源の輸出（南アフリカ）
- 遺伝資源又はそれに関連する伝統的知識についての研究又は技術開発（ブラジル）
 - 遺伝情報についても適用範囲に含む（ブラジル、マレーシア）
 - 派生物についても適用範囲に含む（アフリカ連合、ブラジル、インド、マレーシア・法案、南アフリカ）
 - コモディティー（遺伝資源として利用されないもの）
- 利用を意図せず、名古屋議定書第2条の定義による遺伝資源として提供されない場合、ABS国内法令等から除外（アフリカ連合）
- 対象外とする「商品として通常取引される生物資源」をリストアップ（インド）
- 食用のための取得はアクセスに含まない（マレーシア）
- 直接利用を目的とする従来型商業消費は対象外（フィリピン）
- バイオプロスペクティングの対象は「商業的若しくは工業的利用のための在来生物資源の研究、開発若しくは応用」に限定（南アフリカ）

4. 諸外国におけるABS法令等

※環境省HPより転載

各国の措置比較②

生物多様性保全への貢献について規定している例

- 国内法を通じて生物多様性保全、持続可能が利用の促進、先住民及び地域社会の生計改善に向ける／金銭的支払いを生物多様性の持続可能な利用と保全のために直接向ける（アフリカ連合）
- 遺伝資源の利用から生ずる利益を、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に充てるよう、利用者及び提供者に奨励（EU）
- 生物多様性基金を生物資源の保全と振興、生物資源・知識の提供地の発展に使用（インド）
- 基金を生物多様性保全等に使用（マレーシア・法案）
- 野生生物管理基金で、野生生物法の違反行為から影響を受けた生息地の回復・復元や、科学的研究・モニタリング等を支援（フィリピン）
- 国が得た利益は生物多様性基金に入り、生物多様性保全等に振り分け（スペイン）

利益配分について規定している例

- 年間純利益の1%（ブラジル）
- 年間総販売出荷額の0.1-0.5%程度を支払い（インド）→一部基金へ
- 商業目的の場合、提供者と利益配分協定（マレーシア・法案）
- バイオプロスペクティング料、前払い金、ロイヤリティー（製品総売上の2%以上）（フィリピン）
 - 国が得た分は野生生物管理基金へ
 - 連邦政府、州当局、連邦管轄地以外の提供者の場合、基金に金銭的利益の1%
- 提供者と利用者が協議（南アフリカ、韓国）

4. 諸外国におけるABS法令等

※環境省HPより転載

(参考) ABSによる生物多様性保全への貢献例

個別の契約事例

(参考)

http://r0.unctad.org/trade_env/docs/Benefit%20Sharing.pdf
<https://www.cbd.int/abs/casesStudies>
http://www.abs-initiative.info/uploads/media/ABS_Best_Practice_Pacific_Case_Studies_Final_01.pdf

| 国・遺伝資源 | 契約主体 | 生物多様性保全等への貢献 |
|--------------|---|---|
| コスタリカ・遺伝資源全般 | 提供者: InBIO 国立生物多様性研究所 利用者: 多国籍企業等 | 遺伝資源探索により金銭的利益の一部として1991年～1998年の間に250万ドル以上が支払われ、そのうちの約80万ドルを保護地域管理に還元 |
| ケニア・微生物 | 提供者: ケニア野生生物公社 利用者: ノボザイム社 | 製品化による金銭的利益の保全活動への充当、微生物探索の研究施設整備、研修の実施、国立公園の生物相データの共有 |
| サモア・樹木 | 提供者: サモア政府 利用者: カリフォルニア大学・AIDS研究機構 | 学校建設資金を目的に森林伐採が進められたことから、金銭的利益を学校建設や森林探索路整備等に充て、対象地域を保護地域に指定 |

ABS制度に位置づけた例

(参考) 各国法令、UNEP/CBD/ABS/A10/EM/2016/1/3、<http://www.newindianexpress.com/cities/bengaluru/Shortage-of-Funds-for-Biodiversity-Registers/2015/10/03/article3060084.ece>

| 国 | 制度 | 生物多様性保全等への貢献 |
|-------|---------------------|---|
| フィリピン | 生物探索活動ガイドライン | 政府機関に支払われた生物探査料を協定内容に応じて野生生物管理基金や保護地域基金に繰り入れることができる |
| ブラジル | 2015/5/20の法令13/123号 | 配分された金銭的利益について利益分配国家基金を通じて生物多様性の保全、コレクションの維持、自然環境調査等へ配分 |
| メキシコ | 検討中のABS法令 | 遺伝資源保全・持続可能な利用基金を立ち上げ、生物多様性保全へ還元することを検討中。配分方法等について議論中。 |
| インド | 2014年ABSガイドライン等 | 過去数年で企業と200件以上契約し、4億円以上を地域へ還元 |

ABSの枠組みを生物多様性保全へ活用した例 (参考)<https://www.thegef.org/gef/node/10842>

- ・斐ジーのNPIF事業では遺伝資源探索の枠組みを海洋保護区の地域住民による管理計画策定に活用

5. 出願との関係

途上国は、

先進国企業によるバイオパイラー（生物資源に関する海賊行為）の防止と利益配分の確保のため、**遺伝資源を利用した発明の特許出願時に、①出願書類に原産国又は提供国を記載すること、②事前にアクセス承認機関の出願許可書を添付すること、③出願時にCBDに基づくPICとMATの証明書を提出すること、等を義務付けることを主張**

出所開示要件の義務化を求める途上国と消極的な先進国の間での議論は平行線を辿っている。統一した条約等はない。

遺伝資源を含む特許を出願する場合は、出願国における出所開示要件を確認する必要がある。出願国によって、開示要件が異なるとともに、遺伝資源の定義も異なる場合があるので注意が必要である。

5. 出願との関係

国ごとの出所開示要件等は、別紙の通り。
(以下の資料を元に作成)

参考資料 :

- ・特許庁委託 平成24年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業
知的財産と遺伝資源の保護に関する各国調査研究報告書
(平成25年2月、一般社団法人日本国際知的財産保護協会)
- ・平成27年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業
各国における遺伝資源の利用と特許制度に関する調査研究報告書
(平成28年2月、一般社団法人日本国際知的財産保護協会)